

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N586
2019・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

シリーズ 誰のためのオリンピック?①

- 「復興五輪」と原発事故…………… 伊東達也
司法通訳養成講座の試み…………… 後藤 昭
SBS判決事案に大阪高裁で逆転無罪判決!— SBS理論の安易な適用に警鐘…………… 秋田真志
台風、豪雨災害に関する法律相談(千葉県弁護士会において)…………… 土居太郎

ロースクールの実情と法曹養成

- 法科大学院の理念と現実についての雑感…………… 深見愛一郎
【議長ひとくちトーク】
弁護士としての究極の目標とは②～依頼を受ける弁護士として我々が目指すべきものは何か～…………… 北村 栄
【第2回常任委員会 特別講演】
次世代の法律家に語りたくないこと①…………… 梓澤和幸



リバプールの子ども

シリーズ

誰のためのオリンピック？

①

「復興五輪」と原発事故

伊東 達也

(原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員)

東京オリンピック・パラリンピックが二〇二〇年に開催される。大手メディアは歓迎ムード一色である。しかし、輝かしい大会開催の陰には、数多くの問題が発生している。これらの問題に目をつぶったまま、五輪開催を進めることは許されてはならない。本シリーズでは、東京五輪がはらむ問題を、様々な角度から明らかにする。

二〇一三年九月、ブエノスアイレスで開かれたオリンピック開催地を決めるためのIOC総会で、安倍首相は「フクシマについて、お案じの向きには、私から保証します。状況は統制されています」と訴えた。

その後、首相は「復興五輪」と名付け、度々来福し、何かにつけてオリンピックと関係づけて、例えば常磐線全線開通はオリンピック開催迄に実現するなど語ってきた。

聖火リレーの国内出発地も福島県内とされ、「復興の象徴」としてJヴィレッジが選ばれた。すぐそばの谷底を通る常磐線に二〇一九年四月には新たにJヴィレッジ駅も作られた。

■ 原発・火発増設との取引

Jヴィレッジとは、一九九七年七月に国内初めてのサッカー・ナショナルトレーニングセンター（NTC）として、東電が建設して「無償で」福島県にプレゼントしたものである。

話は、一九九四年に遡る。東電が福島第一原発

の七・八号機と広野火力発電五・六号機の増設計画発表に合わせて「広域的、かつ恒久的な地域振興策」としてJヴィレッジ構想を発表した。建設費用は原発と火発の増設費用一兆三千億円の一％にあたる一三〇億円であった。

この費用について一九九五年一月二三日に行われた福島県議会議員協議会の席上、私の質問に東電阿比留副社長（当時）は次のように答えた。

「NTCの建設費は企業努力で捻出する。なお、今後仮に原子力発電所と火力発電所の増設に同意をいただけた場合には、経理上、増設の建設費の一部として支出することを考えている。」

次に、NTCの建設費が電気料金の算定に組み入れられるのではないかとの質問であるが、当社としては、今後仮に増設が認められた場合には、NTCの建設費が電力の安定供給のために必要経費として料金原価に算入されることを望んでいるが、このことは将来の電気料金改定申請時において判断されることである。（議事録より）

しかし現実には、原発・火発の増設との取り引きであることや、建設費用は電気料金として国民が

負担することなどはほとんど無視され、東電が素晴らしいサッカー練習場を無償で「プレゼント」してくれるという報道もあって、大方の県民に歓迎されて建設が始まった。

Jヴィレッジがオープンした一九九七年七月一日のNHK手話ニュースは、県民の中に「たどり怖いものはない」という声があることを紹介したが、ほとんど聞き流されたのではなかったか。

Jヴィレッジは予定通り福島県に無償で引き渡された。やがて広野火力発電所の増設は進んだが、原発の増設は県民の世論と県政の変化もあって三・一一前までに強行はされなかった。

■ 原発の危険に対する不安を麻痺させる役割

Jヴィレッジは、サッカーの普及や観光にも一定程度役立ったと思うが、チェルノブイリ原発事故やスリーマイル島原発事故の被害を現地に行き見てきた私には、県民の原発の危険に対する不安を麻痺させるように進んでいることに危惧を持ち続けざるをえなかった。

県民が原発の危険性を認識しなければ大事故の発生は防げない、との思いは深まるばかりであった。

二〇〇四年、私たち「原発の安全性を求める

福島県連絡会」は、地元の東電と交渉する中で一九六〇年発生のチリ級津波に第一原発が襲われれば、冷却系機器が水没することを東電が認めたので、本社まで出かけて抜本的対策を求めた。しかし、東電は動かなかった。チリ津波が日本列島を襲った一九六〇年は日本に原発は一基もなかった。その後建設された福島原発はその津波にも耐えられないものであった。原発は運転を休止しても、冷却し続けなければ過酷事故に至る。私たちが指摘したことは、今回の事故を予測したものであった。私たちは「過酷事故発生」の危険を三・一一の直前まで訴え続けていた。当時の住民運動の力が小さく、大事故を防ぐことが出来なかったとの痛切な反省がある。

■ 避難指示区域の復興と事故収束の見通しはいまだ立っていない

いま事故発生から八年、避難指示区域では、見栄える「ハコもの」が次々につくられるなど、各種大型公共事業によって、大きな建物が目につくようになった。

また事故収束作業などのための作業員の宿泊施設などの増設はあっても、肝心の地域住民の居住が回復しないため、住宅地の荒廃は進み、医療施設も少ないうえに商店街は軒並み閉鎖されたまま

など、地域社会はまともに機能できないでいる。

事故の収束もおぼつかないのが実情である。

① 使用済核燃料の取り出しは当初予定より四年遅れ。取り出しても保管する場所を敷地外に確保する見通しは立っていない。

② 溶けた燃料(デブリ)の取り出しについては方法すら定まっていない。取り出しても敷地以外に保管する見通しは立っていない。

③ 汚染水の増加を止められないでいる。止めてもどう処理するか方法も決まっていない。

④ 三・一一時と同程度の津波に耐えられる防潮堤がない。

避難指示区域の復興が順調に進んでいると言うのは錯覚である。

「復興五輪」の名のもとに住民の暮らしの厳しさと事故収束の厳しさを隠ぺいしてはならない。復興の最大の基準は住民の暮らしの復興、人間の復興にある。

■ 福島原発過酷事故の教訓

福島県は原発のある二三道県で最初の「原発ゼロ」の展望を開いたが、取り返しつかない被害を受けてのことである。残る二道県が過酷事故の発生前に原発ゼロを実現することが、最大の教訓を生かす道とされなければならない。

司法通訳養成講座の試み

青山学院大学・一橋大学名誉教授

後藤

昭

日

本語を十分に使えない外国人が、刑事裁判に関わる例は多い。ここでは、通訳を紹介した、意思と情報の交換が必要となる。労働力移入政策の変化や、日本への観光客の増加に伴って、その例は今後も増えるであろう。他方で、法律実務家からは、しばしば通訳の質に対する不満が聞こえる。日本の司法制度が、すべての当事者に対して言語の壁を越えて適正な手続を平等に保障するためには、多くの有能な司法通訳がいることが不可欠である。

東

京外国語大学と青山学院大学は、両校の連携の一環として、二〇一九年度から、司法通訳養成講座を開講した。東京外語大がもつ通訳に関する資源と、司法について青山学院がもつ

資源とを併せて活用することによって、多くの有能な司法通訳を社会に送ることが目的である。大学にとつては、社会人教育の充実による社会貢献という意味がある。一八歳人口が激減する状況で、大学院教育や社会人教育は、大学にとつての重要度が高まっている。

養成しようとする司法通訳のもつとも大きな活動の場は、捜査から上訴に至る刑事手続である。しかし、それ以外の民事裁判、法律相談などについても、適切な通訳ができるようになることを目指す。そのために、刑事法の基本のみではなく、家族法、労働法、民事手続、入管法などについても学ぶ。単なる技術者としての通訳ではなく、自分の役割に責任感と見識をもつ通訳になつてほしいと考えている。受講科目の中に、語学と法律だ

けでなく、多文化共生や弁護士の仕事について学ぶ科目を加えているのは、そのためである。

受講者には既に相当の語学力があることが前提となる。今年度の対象言語は、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語である。受講者は、毎週土曜日に三〜四コマの授業を受ける。一年間の前期、後期併せて三〇回、青山学院大学の渋谷キャンパスに通うことになる。宿題も出るし、試験もある。講座修了の認定証をもらうためには、主要科目ですべてA評価を揃えなければならない。受講料は、一年で二〇数万円である。したがって、受講には、かなりの覚悟が必要となる。

募

集を始めるまで、この条件で受講者が集まるかどうか、私たちも、不安を持ってい

た。しかし、実際には予想以上の数の受講希望者があって、選抜が必要となった。多くは、海外経験あるいは通訳経験を持つ社会人である。既に司法通訳を経験している者もいる。今年度は、三言語を合わせて、二二名が受講している。受講態度は、全体に非常に熱心で、活発な質問が出る。私たちは、日本社会の人的資源の豊かさと学修に対する社会人の意欲を改めて意識した。関係者の参観や、メディアがこの講座について報道することも多く、社会の関心を感じる。

私

自身は、この企画の立案に当初から関わり、開講後は法律に関する科目の主任講師を務めている。原則的に大学の模擬法廷で授業をしている。民事系の法律については、別に講師を頼んでいる。初めての経験なので、司法通訳のために、どの程度の法知識が必要かも手探りしながら考えている。もともと事件の当事者は法律家ではないので、司法通訳に法律の専門家であることを求めるのは誤りであろう。しかし、基本的な法知識がないと、思わぬ誤訳が生じるおそれがある。たとえば、刑に「未決勾留日数を算入する」を、「加算する」と訳したりするのがその例である。また、司法通訳が自らの役割を自覚して理想をもって働くためには、司法の仕組の基本を理解

している必要があると思う。

日

本の法制度は、司法通訳について未だ不備な点が多い。刑事訴訟法はもっぱら裁判所のための通訳という観点から規定していて、裁判を受ける権利の保障のための通訳という観点は弱い。国際自由権規約との関係で、通訳費用は実務上被告人に負担させない扱いが広がっているものの、刑事費用法は以前のままである。一般的な起訴状での公訴事実の表現も、通訳の立場から見ると、翻訳しにくい部分があるのが分かる。このような気付きは、実務運用を見直すきっかけともなる。通訳事件では、法律家の側も通訳しやすい表現をする必要がある。つまり法律家の側も、通訳の使い方を学ぶ必要がある。通訳しやすい表現は、被告人や証人、裁判員、傍聴人にとっても分かりやすい表現となる。
AIの発達によって、いつか人による通訳が不要になる時が来るのかもしれない。しかし、まだ当分の間、有能な司法通訳の需要は増大するであろう。そのために、役に立つ講座として続けて行きたいと思う。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会
TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



人権の砦として
—弁学合同部会40年の軌跡—

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

SBS判決事案に大阪高裁で逆転無罪判決！

—SBS理論の安易な適用に警鐘

大阪 秋田 真志

一 画期的な判決

二〇一九年一〇月二五日大阪高裁第六刑事部は、生後二か月の孫を揺さぶるなどして死亡させたとして、一審で懲役五年六月の実刑判決を受けていた祖母に、逆転無罪判決を言い渡した。本紙でも取り上げたSBS検証プロジェクトの中心メンバーが控訴審弁護団（主任我妻路人弁護士）を結成して獲得したものである。その内容は、SBS（揺さぶられっ子症候群）理論を安易に適用して、訴追や親子分離する危険性を正面から指摘するもので、画期的である。

二 事案の概要

事件は、二〇一六年四月に発生した。その日祖母は次女から、しばらく出かける間、二歳半のA

ちゃんと二か月半のBちゃん、二人の孫娘を見ておいてほしいと頼まれた。祖母は、次女が帰宅するまで一時間半ほど孫二人を預かった。次女が出かけると間もなく、Bちゃんは、ベビーベッドで眠りについた。

事態が急変したのはその約二時間後、次女が帰宅してしばらくしたときのことであった。次女が、Bちゃんの呼吸がおかしいのに気づいたのである。次女は、慌てて近くの総合病院にBちゃんを運び込んだ。深刻な心不全、呼吸不全、高血糖、血液酸性化などの異常が判明した。そのため、Bちゃんは国立循環器病研究センター（国循）に転送され、心不全の治療を受けることになった。国循で懸命な救命治療が続けられ、心不全は改善したが、意識は回復しなかった。そして発症九時間後に頭部CTを撮影したところ、頭蓋内出血と脳浮

腫が見つかったのである。さらに、翌日の眼底検査の結果、網膜出血の存在も判明した。そして、Bちゃんは脳死を免れない状態となった。

国循では、Bちゃんの症状原因をめぐってカンファレンスが行われ、SBSの可能性も検討されたが、否定的な見解が大勢を占めた。しかし、脳死移植の可能性も視野に入れていたため（日本の臓器移植法では、被虐待児からの臓器移植は許されていない）、念のため国循外の医師の見解を求めるところにした。すると、二週間後に意見を求められた外部小児救命医が、Bちゃんの網膜出血から、「両眼底ともこのような所見になるのはSBS以外では考えにくい。SBSが強く疑われる」などという意見を述べたのである。このため、警察が捜査を開始し、Bちゃん急変直前に一緒にいた祖母が虐待の犯人として疑われることになったの

である。

三か月後Bちゃんが亡くなり、さらにその四か月後の二〇一六年二月、祖母は傷害致死の被疑事実で逮捕・勾留された。祖母は否認を続けたが、大阪地検は、祖母を傷害致死罪で起訴した。その根拠となったのは、頭蓋内出血、網膜出血、脳浮腫という三徴候からすれば、その原因は成人による暴力的な揺さぶりとしか考えられないという医師の鑑定のみであった。

そして、一審の大阪地裁平成三〇年(二〇一八年)一〇月二日判決(裁判員裁判)は、検察官の主張を全面的に認め、祖母に実刑判決を言い渡したのである。

三 控訴審の弁護活動

控訴審では、プロジェクトのメンバーが弁護団を結成した。好運だったのは、二〇一八年二月に京都で開催されたSBS国際シンポジウムに招いたイギリスのウエイニー・スクワイア医師の協力であった。弁護団がスクワイア医師にBちゃんのCT画像を見せたところ、すぐに静脈洞血栓症の可能性を指摘し、シンポジウムのパネリストとして出席していた脳神経外科医の埜中正博医師に伝えてくれたのである。検察側医師は、それまで誰も静脈洞血栓症の可能性を意識していなかった。埜中医師はスクワイア医師の意見に同意し、朴永

銖医師とともに弁護側証人として出廷してくれることになった。

四 控訴審判決の概要

控訴審判決は、弁護側医師の証言に基づき、次のように述べた。

「本件では、SBSに特徴的とされる、①硬膜下血腫、②脳浮腫、③眼底出血の三徴候につき、①架橋静脈の断裂により通常生じるとされる硬膜下血腫はその存在を確定できないし、②脳浮腫及び③眼底出血については、その徴候を認めるとしても、別原因を考え得ることが明らかになった……。……本件は、一面で、SBS理論による事実認定の危うさを示してもおり、SBS理論を単純に適用すると、極めて機械的、画一的な事実認定を招き、結論として、事実を誤認するおそれを生じさせかねないものである」

「本件は、客観的な事情から、Bの症状が外力によるものとすることもできないし、被告人とBの関係、経緯、体力等といった事情から、被告人がBに暴行を加えると推認できるような事情もない。むしろ、医学的視点以外からの考察では、被告人がBに暴行を加えることを一般的には想定し難い事件であったといえる。……それにもかかわらず、被告人が有罪とされ、しかも、経緯において同情し得る事情がないとして、懲役五年六月と

いう相当に重い刑に処せられたのは、原判決が、Bの症状が外力によるものであるとの前提で、いわゆる消去法的に犯人を特定する認定方法をとったからにはかならない。このような認定方法が、一般的な認定方法として承認されていることは事実である……(が)、……一見客観的に十分な基礎を有しているようにみえる事柄・見解であっても、誤る危険が内在し……、犯人性だけが問題とされると、被告人側の反証はほぼ実効性のないものと化し、有罪認定が避け難い()……(本件は)刑事裁判の事実認定上極めて重大な問題を提起しているように思われる」()は筆者挿入)

判決も指摘するとおり、常識的に見れば当時六六歳だった祖母が、孫を揺さぶって虐待することなどおよそ想定し難い。ところが、医学的な仮面を被った議論をもつともらしく展開されると、そのごく常識的な判断も押し流されてしまうのである。SBS仮説をゼロから検証し直す必要がある。いずれにしても、この判決が、今後のSBS仮説に基づく訴追や親子分離の実務に大きな影響を及ぼすことは間違いない。

台風、豪雨災害に関する法律相談

千葉県弁護士会において

千葉 土居 太郎

1 度重なる台風災害

本年(二〇一九年)九月九日に襲来した台風二五号、同年一〇月二日に襲来した台風一九号及び同年一〇月二五日に発生した豪雨被害により、千葉県も被災地となりました。

災害対応に関する行政の対応にも言いたいことはたくさんありますが、この度の青法協からのオーダーは千葉県弁護士会の法律相談について執筆をして欲しいというものであるので紙面では省略をします。

2 千葉県弁護士会の対応と私の取り組みについて

災害発生直後、千葉県弁護士会の災害対策委員会(私は所属していない)は、早期に、災害対応のための簡易マニュアルの作成、市民のための災害法律相談窓口の設置、災害ADRの設置、災害法律問題に関するニュースの発行及びこれらの広報等を行い迅速かつ適切に対応しました。

ところで、私は、初期の段階では前記法律相談の相談員に登録するつもりはありませんでした。理由は、正直にいうと災害救助法なんて見たことのないし全然わからないから相談員としてお呼びではないと思っていたし、多忙であったことです。弁護士会が前記相談を実施するにあたり、多数の

相談員が必要でありましたが、皆私と同じ考えなのか志願する者は少なかつたようです。次第に、弁護士会から相談員が不足しているの助けて欲しい旨の連絡が全会員に幾度もされるようになりました。

私は、その連絡を見て何故か胸を刺すような罪悪感を覚えました。そして、同年九月七日出席した青法協全国ミーティングで、北村議長から時間の使い方を習ったこと、同先生が、動けば何が変わる、時間は作れる、思い切って時間を取ってみる等おっしゃっていたこと(間違っていたらすみません)等を思い出したためか、私は何故か、時間はまあ何とかするか、知識は、追って調査して回答しますと答えれば何とかかなるかと思いい相談員に応募する気持ちになり、多数の災害法律相談を受けることになりました。

3 法律相談の傾向

以下は、概要のみ記載します。法的判断を記載すると極めて長文となるため、これについては後述4で紹介する書籍をご参照ください。

(1) 工作物責任

現段階では、工作物責任の相談が多いです。具体的には、屋根が飛ばされて近隣の家の不動産や動産を損壊させた場合の法律関係です。瑕疵の事実認定の困難性や不可抗力等の法的論点もあり、

判断は容易ではありません。

(2) 妨害排除請求権、妨害予防請求権

妨害排除請求権、すなわち、隣の木が倒れてきたが撤去してくれなくて困っている等の相談や妨害予防請求権、すなわち、隣の家が台風で倒れはしなかったものの倒れそうになっている等の相談も多いです。

(3) その他

ア 台風で破損した借家の修繕、住宅の修理費を騙し取ろうとする悪質業者への対応等の相談もそこそこあります。

イ 損害の回復のため保険を利用することが考えられますが、それを教示すると相談者が災害の保険なんか入っていないと断言することがあります。しかし、気づいていないだけで実は入っているということもありえますから、保険会社に問い合わせ調査をするよう助言することが肝要です。

(4) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

私の名前は覚えなくてもいいので、このガイドラインの名前だけは是非覚えてください。

これは、簡単にいうと銀行等が協定により作成したもので、被災を原因として債務の返済が困難になった場合、一定の財産を手元に残しつつ、債務の一部免除を受け、分割返済が可能になるというものです。災害により生活困窮に陥った人を救

済することが可能となる制度です。現段階で相談数は少ないですが、生活再建が進んだ段階で相談が急増する可能性があるのは、是非とも頭の片隅に入れておいてください。

(5) 解決方法について

工作物責任を含め、近隣同士のトラブル事例が多く、一刀両断に法的に責任がある、またはないとして処理することに抵抗を覚える人が多いです。その場合、話し合いである程度金額を支払う旨合意できれば良いのですが、感情的対立から困難な場合があります。そこで、今、当会で注目されているのが弁護士会の(災害)ADRです。これは、費用がかかりませんが、弁護士会が話し合いを取り持ち柔軟に事案の解決を図れるので当事者のニーズに適合した解決を模索しやすい利点があります。

その他、通常の事件処理と同じく、弁護士による交渉、民事調停及び訴訟などが考えられます。

4 あなたも明日から災害相談担当弁護士

初めに大胆かつ大事なことを言うと、民法の知識と、日本弁護士連合会 災害復興支援委員会 編『改訂版弁護士のための水害・土砂災害対策Q

A—大規模災害から通常起り得る災害まで—

〔第一法規、二〇一九年〕があればなんとかなりま

す!

前記3をご覧になり、なんだこいつ民法の話しかしてねーぞと思うかもしれませんが、実際の相談はほとんどが既存の法律に関するものです。細かい法律については、追って調べれば足りますし、災害相談は普段経験しないことなので「追って調査して回答します」と相談者に言い易いジャンルの相談になります。

ところで、他会でも災害相談が行われているかと思えます。相談担当員が不足しているか否かは不明ですが、もし不足している状況だとしたら、その中で青法協の弁護士が多数相談担当員になった場合どのようなことになるでしょうか。災害で困り果てている方の救済・紛争解決につながることはもちろんのこと、各単位会において青法協の存在をアピールし一目置かれるようになる可能性もあり、弁護士会で憲法問題を議論する際の発言力・説得力が増す可能性もあります(笑)。

そういうわけで夢のある話ですが、災害相談担当員の枠を青法協の会員で埋めることができたら面白そうだと思います。各都道府県の青法協でもご検討いただければと思います。

「やればできる! 必ずできる!」(伊藤塾塾長伊藤真先生のお言葉)。

法科大学院の理念と 現実についての雑感

宇都宮 深見愛一郎

1 はじめに

全国に七四校あった法科大学院の内、今年、学生の募集を行ったのは三九校に減り、三五校の法科大学院が廃止、又は学生の募集停止に至っている。

私の出身校も廃止された法科大学院の一つであった。私は、募集停止をする前々年に、五二歳で法科大学院既習者コースに入学した。私の経験から、法科大学院の理念と現実について考えてみたい。

2 「多様性」

私は、一〇代の頃から、様々な市民運動に関わり、四〇歳を過ぎた頃、自分で弁護士資

格を取ってみようと思った。私は、最終学歴が中卒であったため、(新)司法試験受験受験を射程に入れて通信制高校に入学した。

法科大学院の理念の一つに、「多様性」が挙げられている。手前味噌になってしまいが、私のような経歴の持ち主は、その理念に添う者であった。

しかし、そのためには、受かるかどうかかわからない司法試験受験のために、仕事を辞めるといって極めて大きなリスクを強いられなければならない。利子なしの奨学金も、月額八万八〇〇〇円と、学費免除になったところで、学業をしながら生活するには、全く足りない額であることから、現実的には、一定の蓄えのある者か、家族等から財政的な協力が得られる者しか選択することができない道であった(ちなみに、私は後者である)。「多様

性」というと聞こえは良いが、実際は、学生に大きなリスクを強いることによって成り立っているもので、それを支えるための制度は極めて不十分であった。

3 法科大学院の授業

法科大学院の授業は、他の筆者も書いているように、ひじょうに高度な内容で、かつ分量的にも膨大なものであった。司法試験に合格してから実感したことは、法科大学院での教育内容は、司法試験合格の水準をはるかに超えたものであった。

私は、基本三科目はまだしも、商法・訴訟法の勉強が間に合っていないことが、法科大学院入学後は体系的な理解をすることができず、一時は失語症のような状態に陥ることもあった。

一方、学生の中には、司法試験合格に必要な科目や論点の勉強はそこそこにするという者も少なくなかった。学校の勉強と自分の勉強という形で、法科大学院修了のための勉強と司法試験合格のための勉強を分けて勉強するという学生もいた。

私の出身校は、いわゆる大手校と異なり、毎年の合格者が少ないことから、あまり受験

ロースクールの実情と 法曹養成

学するなり、受験技術優先の発想を転換すると考えることはあまりにも非現実ではないか。司法制度改革審議会は、理念的なビジョンだけではなく、ちよつと想像力を働かせれば容易に想像できる現実を想定して議論したのか、私には疑問である。

技術などが引き継がれることはなかったが、

司法試験に合格する少なくない受験生は、先輩から引き継がれるレジュメや勉強法などを駆使して試験に合格しており、司法制度改革審議会が問題視していた受験技術優先の傾向は、法科大学院の設置によつても払拭されたわけではなかった(司法修習でも、二回試験の過去問・優秀答案が出回っており、受験生の受験技術優先の発想は改善されたとはいえなかった)。

しかし、現実的には仕方ない理由はあった。受験生が、法科大学院の高度かつ膨大な学習をこなしながら、司法試験に合格するためには、効率のよい学習の仕方を選択することは、ある意味、やむを得ないことだと思う。

そもそも、小中高校大学と受験技術優先の勉強法をとってきた学生が、法科大学院に入

4 第三者評価

私が、法科大学院に入学した年、文科省の第三者評価視察委員から意見を聴取される機会があった。

委員たちは、私たちの授業を傍聴し、複数の学生から意見を聴取した。

私のクラスは、三名という小規模なクラスだったことから、自ずから授業で一人一人の学生が意見を述べる機会が多く、授業ではいつも活発な討論がされていた。

私たちの授業を傍聴した複数の委員ら(大手法科大学院の教授)は、「自分の法科大学院の授業ではあれほどの活発な議論はない。」などと私たちの授業での態度や学習方法を絶賛した。

私は、委員の評価が極めて良かったことから、学校に対しても高い評価がされるものだと思っていた。しかし、結論は、改善が勧告され、その翌年、補助金が打ち切られることになった。理由は、司法試験合格者の数が少ないことであった。

しかし、私の出身校は、一三九名の修了生の内、三六名が合格しており、司法試験の合格率が約二五%であることを考えると、そう

低い合格率とはいえない。また、北関東では、唯一の法科大学院であったことを考えると、出身校が廃校になると、地理的・経済的な理由から法科大学院入学を断念する人が出ることは明らかであり、そのデメリットを考慮すれば補助金打ち切りは無謀な策としかいようがなかった。

文科省の第三者評価は、小規模校の廃止という結論ありきのものとしか思えなかった。司法制度改革審議会は、公平性の観点から全国に法科大学院の設置を目指していたが、文科省は、補助金削減という経済的理由によつて理念に反した策をとつたといえ、司法制度改革審議会が掲げた教育的理念を全く考慮していない。

5 結語

私は、法科大学院の教育自体は、司法制度改革審議会が掲げた理念に添った高度な内容であったと思う。

ただし、その理念、とくに「多様」な人材を法曹に採用するという試みを実現させるためには、経済的な支援などの体制は必須であるにもかかわらず、極めて不十分な支援策しかないことから、限られた者しかアクセスできな



弁護士としての究極の目標とは②

～依頼を受ける弁護士として我々が目指すべきものは何か～

いという問題があった。また、国が教育に金をかけるといふ発想が皆無であったことから、

司法制度改革審議会が掲げた理念を絵に描いた餅にしてしまい、結局は受験技術優先の傾

向が評価されるという皮肉な結果を生じさせているのが現状である。

前回の議長トークで、「弁護士として我々が目指すべきものは何か」の究極の答えは「この悩み、トラブルがあったことをよかったと思って頂くこと」、依頼者が、その悩み、トラブルに「感謝する」ようになること、とお伝えしました。そのようなことは、あり得るのか、どうすればそのようなことが起こるのでしょいか。

一五年ほど前、これを実感する出来事がありました。三〇代の女性の離婚の相談で、夫から多額の慰謝料をどうしても取得したいとの強い要望でした。聡明な方で努力もし、夢であった地方のTV局のアナウンサーにまでなつたときに夫と結婚し、夫の強い勧めもあり

仕事を辞め夫の自営業を夫の両親と共に手伝っていたが、夫が態度を豹変し、さらには夫の両親からも嫁いじめをされ、この結婚は何だったのか、自分の一生は台無しにされたという怒り、恨みが凄いものがありました。何年も経っているので元の職場に復帰は出来ないの

で、生涯年収も請求したい、慰謝料を何千万円もらつても納得できないとのこと、その気持ちには理解出来るものでした。しかし、我々弁護士がどんなに頑張つたとしても慰謝料は数百万円が限界、このような方の依頼を受けることは大変で、ある意味危険なことです。

私は覚悟を決め、まず長時間彼女の訴えを「その人にとっての真実」として受けとめました。その後、現実には多額の慰謝料は獲得できないこと、そして、相手を恨む気持ちは自分にも跳ね返ってくることを伝えました。その時に昔から言われている「人を呪わば穴二つ」との諺の話をします。この意味は深いです。想念の力の凄さ、それが自分にも返ってくることを意味しています。そして、そのよ

うに思い悩む時間がいかに無駄で、また自分の心身にいかに悪影響を与えるか(自分が財布をなくした話)等、自分がこれまで経験をしたことの全てを使ってお話をしました。

同じような話をテレビで見ました。脳梗塞の人が集まるリハビリ施設で、左半身がマヒした七〇代の女性が、不自由ながらも工夫して好きな料理作りを再開したら、他の人から喜ばれ、教えて欲しいとも言われ、病前より生き生きして、「自分は脳梗塞になつて良かった」とまで言い切つておられたのです。そのようなことが起きるのですね。先の離婚相談の女性も後日ですが、最後は夫や両親に感謝の気持ちを持たれるまでになりました。

空手の瓦割りも目の前の瓦でなく最深部の瓦を意識すると力が発揮出来ると言われます。我々も、極めて難しいのですが、究極には依頼者がこの不幸に感謝される世界があることを知り、そこを目指して行くべきでしょう。道は遠いですが、やりがいがあります。

(青法協弁学会合同部会議長 北村 栄)

〈編集：都築さやか(あいち)〉

次世代の法律家に語りたいこと①

東京 梓澤 和幸

この原稿は、九月七日に開催された第二回常任委員会での特別講演を都築さやか弁護士と編集部がまとめ加筆修正したものです。一回にわけて掲載します。

1 はじめにー浅草は父母のふるさと

梓澤でございます。実は、浅草は私の家の菩提寺がある所です。ここから七、八分の所に菩提寺があって、群馬県の桐生の生まれですけども、その頃、汽車に三時間乗って、浅草に毎年、春のお彼岸、お盆、一年に三回は浅草をたずねています。不思議な因縁を感じます。

2 印象に残っている事件

(1) 差し止め体験と報道と人権関係の事件から

いくつか印象に残っている事件からお話をします。青年法律家協会の人権研究交流集会で、「報道と人権」という分科会をやったときに、実名報道の被害実態調査を行いました。新聞に掲載され、パンパン問合せがきました。そのうちの一人の方が、電話を掛けてきたときからもすごい泣き声で、すぐに会うことになりました。会った途端、わっと泣き出し、ある週刊誌が出たら私は自殺せざるを得ないと、自分の胸から遺書を出したのです。

電話で話を聞き始めたのが二時半ぐらいだったと思いますが、東京地裁の保全の受付は四時までなのです。地裁民事第九部に電話を掛けて、四

時は間に合わないと伝えました。その頃はよくこういう書類の作り方があったのですが、コクヨのB4のペーパーに鉛筆で書面を書いて、それをコピーして、事務所にまず出すわけです。それを持って、私はその依頼者と一緒に地下鉄の中でも裁判所へ走りましたね。電車の中でも走るような気持ちで、行きました。

裁判所に行くと、裁判官は、「電話で相手の担当取締役と、弁護士を呼びます」と言って、呼んでくれたのです。それで、きびしいことばのやりとりがある審尋をやりました。その日、裁判官が最後に私たちを審尋に呼び出したのです。東京地裁の審尋室はたくさんありますけれども、特別審尋室だと思えますが、そこで、とにかく今日の原稿入れは止めますとなりました。一週間先に延ばしてもらって、それで、審尋で和解を続行して行きますということになって止まった。止まったと言われたときに、隣に座っていた人のひざの所でポタツと音がしました。本当に誇張ではないのですけれども、音がした。それは、大粒の涙でした。膝の上に落ちた涙の音だった、ということがありました。

報道差し止めの体験はいくつかあるのですが、

その中の一つが『石に泳ぐ魚』です。有名な最高裁判例です。『石に泳ぐ魚』事件の一番難しいところは、報道ではなくて、小説の差止めという点です。差し止めはできませんと最初に出て来た女性裁判官に言われました。そこで、どれだけその作家が書いた小説が人権侵害のひどいものかというのを、その人のプライバシーについて書き尽した部分を裁判官に見せたところ、いや、小説を差し止めるのはむずかしいのだと言われ、瞬間的に反論するなど、そこできびしく主張したのですね。そうしたら、地裁の第九部の三席が出てきて、今度は合議になって、審尋になって、結局、出さなという仮処分合意ができました。ところが、その合意に反して出したというこの経過はあまりよく知られていないのですが、仮処分合意ができているのに出してしまったので、今度は合意に基づく本訴を起こしました。



裁判官は一番は合意で差止めを認め、控訴審では、プライバシー権で差止めを認めるということ

までいったわけですね。それを勝ち抜かなければ依頼者の命が危ないという事

件のときは、やれるかやれないかは別として、とにかく、ひるまないで突っ込んでおく他ないというようなことが、一つのお伝えしたい点です。

(2) 金景錫(キム・ギョンスク)と日本鋼管事件

韓国徴用工事件の体験から

韓国の大法院で徴用工判決が出て、該当する徴用工というのは二万人いると言われていました。何兆というお金が掛かるわけで、それに対する日本の反応というのは、いつまで韓国に謝れば済むんだというような反応もあります。日本国内の世論調査を見ると、「徴用工判決は納得せず」というのが六九%、「日本政府の今の対応は支持する」というのは八六%というように、いわゆる圧倒的な世論が出来上がっています。

私は金景錫事件の自分の体験から、是非とも言うておきたいことがあります。それはこれから事例に則してお話する中でわかってくるかと思えます。

金景錫さんは、一八歳のときに官斡旋(強制連行)には募集、官斡旋、最後に強制連行という三段階がある(で日本に連れて来られた一八歳の労働者だったのです。日本鋼管の川崎工場で働いていました)。

一番大切な事実関係としては、働いても給料は全部、強制貯金させられて、その後も本人に返さ

れていません。その頃、日本は昭和一八年(一九四三年)でしたから、働ける男性はみんな戦地に行ってしまったわけですね。その言わば穴埋めとして、日本の経済を回すために数多くの朝鮮人労働者が連れて来られていた、そのうちの一人でした。

彼は町に出て、日本鋼管の幹部の話をまとめたパンフレットを読んだわけです。朝鮮人を管理するに当たっては、彼らは怠け者である、だからだしている。そういう労働者の弱点を見て管理しなければならぬというようなことが書いてあった。それは非常に朝鮮人に対する民族差別を含んだものだということで、彼が持つて来たものを、工場に来ていた二〇〇〇人の労働者が回し読みして、憤激しました。その中に朝鮮独立運動の活動家もいたのです。ある日、もうその頃、ストライキなどは全くなく沈黙していたときに、日本鋼管の川崎工場の須田町食堂で、八〇〇人が座り込んでストライキをやったのです。特高と軍隊と工場が、激怒してそれを包囲して、それでもみんなは脅されてもどかなかったのです。その騒ぎが、ある終局を迎えたのは、金景錫さんがいた寮の監督である藤倉という男が、「俺の監督が悪かった」と言っている、台の上に立ち上がって、自分の指を切り落としたのです。それで、みんなが動揺したので、金景錫さんが立ち上がって、俺が話をつけてくるからと言うと、別の部屋に連れて行かれたのです。

そこで金さんは天井から吊るされて、竹刀、木刀でめちゃくちゃに叩かれた、拷問されたのです。金景錫さんは重症で、もう立ち上がれないぐらいになったのですけれども、ほかに連れていかれた二名の労働者は、ついにみんなのところに帰って来なかったのです。金さんは結局治療も十分でないまま、逃げ帰るようにして故国に帰って行った。

韓国が軍事政権の時代には、とても日本には渡れなかったもので、一九八七年が韓国の民主化大闘争から数年もたった一九九〇年代になってようやく日本にやって来て、手書きの訴状で自分の尊厳を回復する損害賠償を起こした。これは、もう大変なことだということで、日本鋼管の少数派の労働組合と川崎の市民団体が、これを支援して、ねばり強い抗議闘争もやりながら裁判を続けていったのです。

一番は、結局、除斥期間で負けたのですが、一審判決は、今、私が言った事実経過を全部事実認定しました。つまり、時効除斥期間で言えば、こちらの負けは決まっているということがありながら、裁判官から詳しい事実認定はされている。その事実認定があつて今度は控訴審にいったときに、訴訟指揮の中で和解が行われました。ある口頭弁論の期日の終わったのに、金景錫さんが私たちの制止も振り切つて、会社側の代理人の所へ行つて、「あなた方ね、私はちゃんと志があつて裁判

を起こしてきたんだ、それに対して、会社の上の方に相談しなさい、この事件はきちんとまとめなさい」と言いました。「おっ」と、向こうの代理人は驚いたのですが、それがきっかけとなり交渉が始まり、そこから激しい会社攻めが始まるのですが、結局、四一〇万円の解決金を受領することで和解をしたわけです。

このときTime、ハンギョレ、オーストラリアの放送局、日本の各紙など、世界的な反響がありました。その頃、いわゆる戦後補償事件で勝訴的な和解をしたのは、これが初めてなのです。

この経験を通じて私が言いたいことは、微用工の人たちというのはお金が欲しくてやっていてではないということです。ここが、大事なところです。自分たちが強制連行で連れて来られて、働いて、賃金を貯金で召し上げられたまま払われていない。いったい自分の人生の尊厳というのはどうしてくれるのか、それを回復したいというのが微用工の人たちの願いなわけです。私はこれを確信を持って自分がやった事件の金景錫さんの言動の中から断言することができます。彼は、一番の本人尋問の最後の言葉で、こういう言葉を言ったのです。「明日地球が減じようとも、今日私はリングの木を植える」。マルティン・ルーターの言葉を引用して彼は本人尋問を終えたのですが、そういう志を持って取り組んだ事件の経験があります。

(3) 仕事のスタイルに関連して

「書面を単なる事実の記録ではなく

準備書面、陳述書は、そこに出てくる登場人物が、その人生を生きようように書くのですね。つまり、文学です。事実の記録ではなくて、その人生を生きている主人公として本人尋問があり、準備書面があり、陳述書がある。物語があるというよりも、人物を書くのです。物語は言つてみれば、人物を書くための借り物というか、ある起伏があつて、本当の本物の文学の勝負ところは人物です。

そういう意味で、私は、ここに、「国籍差別を裁判で戦え」と言い続けた保健師、鄭香均(チョン・ヒャンギョン)さんの記事を取り上げました。この人はご存じだと思いますが、朝鮮人、韓国人が都の管理職を希望したときに、管理職になることはできない、なることは許さないということで一番で負けて、高裁で勝つて、最高裁で当然に国籍を持たない者はないという、公権力の行使や公の意思形成に関わる仕事に外国人は就けないという一九五三年の内閣法制局見解を踏襲した「当然の法理」で負けたのですが、その人の生涯を書いた惜別の言葉が六月に朝日新聞に出ています(二〇一九年八月三日夕刊)。

この記事を執筆した朝日新聞の記者本田雅和さんは、安倍、中川という政治家のNHKへの干渉

を取り上げました。朝日新聞は、政治家の攻撃があったのに対して、ついに本田雅和記者を差別して、遠くへ追いやって、夕張や、今は岩手県に行かせています。つまり、記者の本田さんは自分の受けた差別体験を踏まえて、そのうえで鄭香均さんのことを書いているわけです。鄭香均さんのお父さんは韓国人で、日本人のお母さんから生まれて、お母さんは「朝鮮の子を産んだ」と親戚からも排除されて、「生まれてこなければよかった」と何回も自殺を考えた。けれども、自分で勉強して東京都の保健師になつて、管理職を希望して、それは許されなかつたわけですが、「日本から消える」「職場に迷惑だ」などという中傷がある一方で、自分の職場の「足元の差別を見過ごせない」と多くの自治体職員が駆けつけ支えたことで、「一審は負けだけれども、二審は勝った。そういう戦いを支えてくれたのは管理職とは無縁の生き方をあえて選んだ人たち。裁判の中で私自身の権威主義も払拭され、学んだものは大きい」と述懐している」とあります。その戦いの人が今年六月に癌になつて、八月に亡くなつたのです。その惜別の言葉の最後に、「最高裁では『憲法前文を読み、自殺から救われた』と話した」とあります。

鄭さんに対する記者の本田さんのその目があった。その文章が生まれた。そういうような準備書面を私は書きたいと思います。つまり、どうして

もこの事件で勝たなければいけないその人に対する共感があつて、その人がこの人生を生きてきて、今、この事件がある。裁判官、どうですか。そういう文章を書きたいと私は思います。

3 憲法、平和

（家族の体験をone of them-1）ないこと、戦争被害や弾圧被害を同時体験にすること

憲法、平和の取り組みについてですが、私は自分で反省したことがあるのです。学生時代からベトナム戦争反対、日韓条約反対と言っていました。その頃は、戦争に反対する、デモに行くというの当たり前のことだったので、その当たり前だと思つていたことに激しい自己批判をさせられる出来事があつたのです。

それが家族の体験をone of themにしないということ。これを、私は韓国の人たちに学びました。韓国を蔑む言動ばかりテレビで聞くけれども、やはりすごい国です。どうやって血で血を贖う民衆革命を平和的に成し遂げてきたのか。それは何かというと、家族伝承です。うちの家はあの三二万歳事件で一〇〇万人が立ち上がったときに、お祖父さんはこうだった、曾お祖父さんはこうだったというのを伝承しているのです。家族が家族に伝えている。つまり、私たちが言ったら、今こ

こに流れている、この血を作っているお父さん、お母さんから受け継いだものの中に、戦争体験があるということですね。

今日、お持ちした『改憲 どう考える緊急事態条項・九条自衛隊明記—ありふれた日常と共存する独裁と戦争』という本の中に、三〇歳の頃のことを書きました。少し読みます。

「父が」兄の死を中隊の本部で電報で聞いて、真後ろに卒倒した話、後ろで兵士があらかじめそれを待ち受けて支えていたという話もそう（軍隊生活への郷愁と）受け取った。

私は二七歳で結婚して三〇歳のときに長女が生まれ、その三年後に次女が生まれた。この頃は、毎年のように夏になると千葉県九十九里浜の海岸に父と母を誘つて海水浴に出掛けた。孫とともに同じ宿に泊まる旅を父母はとても喜んだ。夜、浜に打ちつける波の音は、一際強かった。海岸を歩いて旅館に向かった。落葉松の林を抜けて帰る道から、少し入った所に葦藪張りのかき氷を食べさせる店があつた。父はお酒を飲むと落語家のように陽気に笑い飛ばすが、普段は眼鏡がキラリと光り、少し痩せ形で勤勉実直、あまり感情を露わにするとこががない。かき氷の店で兄（戦争中に亡くなつた私の兄）の話が出た。『上野の動物園に連れて行くと喜んでな』群馬県の桐生から、上野までは汽車で三時間かかった。山もりの水にスプ

インをさしながら、父は親子二人の旅行のことを大切そうに話した。残された写真で見ている、聡明な目をして、額が広くはった兄の三歳のころのこと、つまり、海水浴に連れて行っている私の長女と同じ年齢になっている男の子が、はじめて見るライオンやキリンを見て喜ぶ表情を思い浮かべながら、私はこの話を聞いていた。そのとき突然、父は噴きだすように滂沱の涙を流し、叫ぶような言葉を出した。「かわいそうなことをした。かわいそうなことをした」それは、慰めの言葉を許さない、激しい嘆きだった。」

私がここで自己批判と言ったのは、ベトナム戦争反対のデモをやって演説を行っていたときに、この父親の嘆き、母親の嘆きというのを本当に自分の血と肉の中に、きちんと生かして戦争反対と言っていたのかということです。

私は、韓国の人たちから学んだ後にこの本を書いているのですが、韓国では、子どもが拷問を受けて帰って来て、子どもの拷問された話、軍事政権の時代の話を聞いて、それを私たちが聞く機会がありました。「私の家は、日本の支配の時代から日本語を使わない家ですから、私は日本語は分かりませんが、ここでは日本語で話します」と言っているその人は、家族伝承を受けて語っているわけです。そこに私は、日本でも一つ学ばなければいけないものがあるのではないかなと

思います。

それから、戦争被害、弾圧体験、戦前の治安維持法のこと等を語るときに、それを過去にあった歴史としてではなくて、自分の今の同時代体験にもう一回巻き直すということが、私は大事なことだと思えます。

そのことに触れたくだりがあります。小林多喜二の死の日です。小林多喜二の遺体が自宅に運ばれた日です。江口渙「たたいの作家同盟記」から引用します。

「遺体は自宅に運び込まれた。急を聞いて、友人、仲間が駆けつけた。正視できないほどの凄惨な暴行の痕が遺体に残された。母、タキさんは、友人たちが目を背けると、涙をもって、無惨な姿になった息子の襟を開いて、集まった人々に傷痕を見よと言った。そして、涙で頬を濡らしながら遺体を抱き抱え、『これ、あんちゃん、もう一度立てえ、皆さんの見てる前でもう一度立てえ！』と全身の力を振り絞るような声で叫んだ。」

私が言いたいのは、このような文章を読んだときに、それを自分の胸の中にもう一回再現して平和を語るとか、こういうことがあつてはならないというような言葉にすることが大事ではないかなと思えました。これは沖繩と韓国から学んだことです。

(つづく)

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く^{ひら}

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
http://www.nippyo.co.jp/

今後の日程

【常任委員会（全国ミーティング）】

*第4回（春）

2020年3月6日（金）～7日（土）宮崎

【第51回定時総会】

2020年6月27日（土）～28日（日）宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

1月14日（火）10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

1月20日（月）10時～ 青法協本部

【広報委員会】

1月20日（月）18時～ 青法協本部

お知らせ

当部会も参加する改憲問題対策法律家6団体連絡会が、11月12日に、「安倍政権が進めようとしている改憲案（4項目改憲案）の発議を許さず、安倍改憲のための憲法審査会の開催に強く反対する法律家団体の緊急声明」を発表しました。

詳細はホームページをご参照ください。

新人弁護士を 迎える みなさまへ

- ▶入会の案内に青法協の紹介リーフレットをご活用ください。
(注文は本部事務局まで)



- ▶青法協新人ガイダンス開催

2020年1月30日（木）18時より、主婦会館プラザエフ3階コスモスで新人ガイダンスを開催いたします。
入会を検討中の方も参加できますので、ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。



- ▶そのほか、各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



長をお呼びしました。直接お話を伺うとやはり違います。▼前回の編集後記では、今度こそ政治が真つ当な方向に向かっていくことを祈念し行動したいと書いたところですが、参議院議員選挙を経て、本日一月二二日現在は「桜を見る会」が大問題になっています。これまでも応援団というか親衛隊というか、そういう方々がマスコミ・SNSを通じて様々な視点から安倍首相を擁護してきたようですが、それらに惑わされないようにしたいものです。▼次にある国政選挙は衆議院議員選挙。いつあるか分かりませんが、何となく展望がありそうな気がします。五輪自体には興味ありませんが、その周辺（スポンサー企業、選手村等）には興味あります。五輪の前には都知事選もあります。ワクワクする情勢になるよう微力ながら頑張っていきたいと思えます。

（中川勝之）

編集後記

▼「議長トーク」は、皆様もですが、私も毎回楽しみにしています。もつと議長の話を聞きたいということで、所属する事務所の中堅若手で議